

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成23年4月20日（水曜日）
午後1時32分～午後1時45分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 南口彰夫委員長 竹岡昌治委員
徳並伍朗委員 安富法明委員
大中宏委員 河村淳委員
村上健二委員 原田茂委員
布施文子委員 山本昌二委員
田邊諄祐委員 荒山光広委員
西岡晃委員 河本芳久委員
下井克己委員 岩本明央委員
山中佳子委員 三好睦子委員
萬代泰生委員 高木法生委員
有道典広委員 岡山隆委員
馬屋原眞一委員 秋山哲朗議長

4. 欠席委員 柴崎修一郎 副委員長

5. 出席した事務局職員

重村暢之 議会事務局長 岩崎敏行 議会事務局主査
岡崎基代 議会事務局主査

6. 説明のため出席した者の職氏名

なし

午後 1 時 3 2 分

議会事務局長（重村暢之君） それでは委員選任後初めての委員会ですので、正・副委員長の互選を行います。ご出席の委員の中で大中宏委員が年長でございますので、臨時委員長をお願い申し上げます。

臨時委員長（大中 宏君） それでは大変ご無礼ですが、わたしが年長委員ということでございますので、委員長が決まるまで臨時に委員長を務めさせていただきます。

只今より委員会を開催いたします。早速委員長の互選に入りたいと思いますが、互選の方法はいかがいたしましょうか。推選でも互選でも。南口委員より手が上がりましたが、皆様ご異議ございませんか。この件について。（発言する者あり）そうです。はい、安富委員。

委員（安富法明君） なかなかですね難しいところがあるかというふうには思うんですが、まず私がやろうと言われる方が自薦ですね、おられれば諮ってみたいというふうに思います。

臨時委員長（大中 宏君） 只今安富委員より自薦でという提案がありました、自薦候補ございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 3月議会の予算委員会の経緯を踏まえまして、私が是非その任にあたりたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

臨時委員長（大中 宏君） 只今南口委員より立候補の届け出の発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時委員長（大中 宏君） ご異議なしと認めます。それでは委員長に南口彰夫委員が当選されました。南口委員、委員長席のほうへお願いいたします。ご協力どうもありがとうございました。

委員長（南口彰夫君） それでは只今より調査特別委員会を引き続き行います。つきましては、副委員長の選出を行いたいと思います。副委員長については私のほうから提案をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） 私、この度の特別委員会設置については、議会運営委員会と並びに会派代表者会議で議論されてきた経過があります。この委員会の設置については、会派代表者会議で代表の方々が連名という形で、基本的に全会一致をもつ

て、委員会の開催にあたり。今後こうした下領住宅の解体工事に関わる調査を行って行くわけですが、その副委員長ということなので、先程お願いをして柴崎修一郎委員に副委員長をお願いをしたところ承諾を得られましたので、柴崎委員を副委員長に選任したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） ありがとうございます。柴崎副委員長は既に皆さんご存知のように、先日お母様の不幸があり、きょうどうしても内々の内輪のことがありますので、午後より欠席をされてますが、本人に成り代わり、一生懸命二人で委員会の皆さんの、委員の皆さんの意見の総意を取りまとめ役ということで努めて参りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、とりあえず本会議の開催中であり。この下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査の件ということで、引き続きこの工事の請負に関する調査の件を議題としていきたいと思っております。本件については、本日十分なきょう会期1日でありますので、限られた時間しかありませんので、きょうのところ正・副委員長の選出と合わせ、所管の委員会等に資料等の今度予算委員会でも資料請求しましたが、この予算委員会というのは、何らお願いをするだけでありましたので、十分な資料ということにはなりません。その点については副委員長と相談をし、後日委員会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） それに先立って次の委員会では、資料が出されると、地方自治法に基づいた議会のこの特別委員会の調査権のことと、もう一つは地方自治法が3年前の古いのしかなかったため、この100条委員会で更に資料の、極端に言えば、どこの課にどういう資料があるということに一番長けているのは監査委員なんですね。監査委員と言うよりは監査室なんですね。その監査室に資料を請求する際、当然相談していくことになるだろうと思うんです。十分この委員会だけでは、何課に関係する書類が全部そろっているということには、なかなか把握できないと思うんです。そういった意味で、今後監査室に調査協力の依頼も含めて、正・副委員長並びに正・副議長と相談をして、監査室の協力をどのような形で得るかということも協議の一つにしていきたいと思っておりますが、その点についてはよろしいでしょうか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） それから是非地方自治法と併せて、初っぱなですね以前予算委員会で二、三枚の資料が配付されたんですが、一番のポイントが、工程表と。但しこの工程表が、何を意味をどう法律に基づいて何を意味するものかという質問を所管の部なり課長なりにお尋ねをしたら、建設業法の関わる問題とそれから県の建設業に関わるマニュアル、この説明をさせていただかなければ十分な理解が得られないと。限られた時間の中で安易に端折って説明したら誤解を招くということで、ただ単に一枚の薄っぺらい工程表という形で配付したんですが、今度は建設業法等に基づいて、行政が指導並びに指示をした関係書類等が出てきますので、当然この委員会で調査をしていくということになれば、関連する法令、条例等について十分各委員の皆さんが、熟知されることが必要だろうと思います。そうすると初っぱなの委員会では資料請求と併せながら、資料に関わる法律並びに条例等規則これに絡んだ説明と言うか、ほとんど勉強する時間がということに初っぱなかなり取られるんじゃないかと思います。私自身も自治六法を含めて、地方財政法等に係る法律については20年間勉強してきましたが、率直に建設業法というのは初めてです。この間いろいろ見て見ましたが、やはり日常業務との関わり合いでは、まったく理解出来ん部分がたくさんあるわけです。ですから正確に調査して行くためには、出される資料についてじっくり法律との関係で調べて、その上で知識を得ながらやっていく運営をしていきたいと思います。最後にその点を、何らかの形で建設業法に関わる資料はこっちで用意するようになるやろね。その予算じゃ一人1冊ずつちゅうわけにはいかんじゃろう。私、建設六法というのを早速県庁にある刊行物センターのほうに問い合わせたんですけど、1冊何万円もするもんで。ですからその都度コピー費は予算の範囲内なので、当然予算との関係がありますので、必要なところを抜粋しながらコピーで配付するということで、資料を皆さんにお渡ししたいと思います。とりあえずそういうことのご理解を頂いて、本日はこれをもって散会といたします。よろしいですか。その他何か委員からあれば、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） じゃご協力ありがとうございました。

午後1時45分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年4月20日

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会

委員長

南口 彰夫